

3. 保険料収納率の向上

(1)「新たな保険料徴収モデル」の展開

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

(これまでの取組)

- 社会保険事務所ごとに、年度別の行動計画を策定(平成16年10月に平成16年度行動計画を策定し、平成17年4月に平成17年度第1次行動計画の策定)
- 市町村から紙媒体による所得情報の取得を開始(平成16年10月)。
- 委託電話納付督促における接触率等の達成目標の導入(平成17年5月)。

(今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進【平成17年度～】。
 - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
 - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
 - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
- 「質と量」を重視した、納付に確実に結びつける納付督促への転換
 - ・事務所別の督促業務ごとの効率率、寄与率等を踏まえ、平成17年度第一次行動計画を改訂
 - ・各種納付督促業務の連携の強化
 - ・接触率、面談率等の達成目標の設定による電話、戸別訪問等の質の向上
 - ・未納期間、年齢等の未納者の属性に応じた、催告状の内容等の工夫
 - ・民間委託の推進による督促業務の効率的な実施

【実施スケジュール】 平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得

平成17年10月 平成17年度第一次行動計画の改訂、「督促事蹟管理システム」の導入

- 首都圏においては、上記に加え、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施【平成17年10月～】。